資料　５

第６次沖縄県国土利用計画の策定について

令和８年１月１５日

■ 県土・跡地利用対策課

国土利用計画法の目的･理念 [昭和49年法律第92号]

《目的》 [§法第1条]

この法律は、国土利用計画の策定に関し必要な事項について定めるとともに、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより、国土形成計画法（昭和25年法律第205号）による措置と相まって、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とする。

《基本理念》 [§法第2条]

国土の利用は、国土が現在及び将来における国民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配意して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念として行うものとする。

国土利用計画の性格と役割

⑴　法第2条に示す国土利用の基本理念に即し、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、長期にわたって安定した均衡ある国土の利用を確保することを目的として策定される最も基本的な計画であり、行政上の指針となるものである。

⑵　国土利用計画は、全国計画（法第5条）、都道府県計画（法第7条）、市町村計画(第8条)から構成されており、都道府県計画は全国計画を基本とし、市町村計画は都道府県計画を基本とする。

⑶　これまでは、限りある国土を有効に利用するという観点から、無秩序な開発に歯止めをかけるなど土地需要を量的に調整する役割を期待されてきた。しかし、人口減少下で土地需要が減少する時代においては、国土を適切に管理し荒廃を防ぐ等、国土利用の質的向上を図る側面が重要となってきている。

※直接開発の根拠となる計画ではない
※一言で表現すると「土地利用の長期構想」

国土利用計画関係体系図

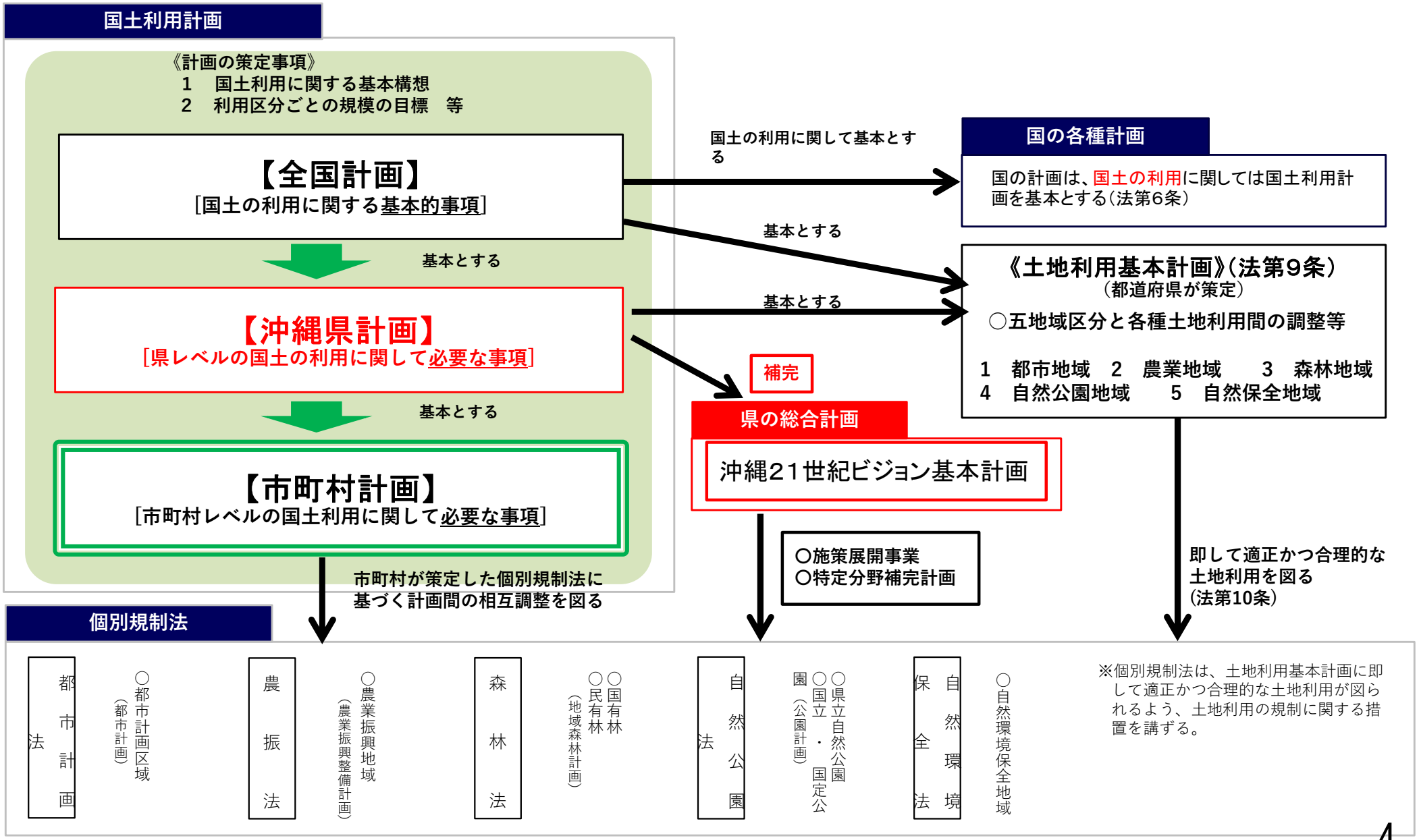

全国計画と県計画の策定状況

	全国計画 策定年月日(基準年次・目標年次)	沖縄県計画 策定年月日(基準年次・目標年次)
第1次	昭和51年5月18日 ［閣議決定］ （昭和47年 ・ 昭和60年）	昭和53年11月 ［決定］ （昭和51年 ・ 昭和60年）
第2次	昭和60年12月17日 ［閣議決定］ （昭和57年 ・ 昭和70年<平成7年>）	昭和63年1月13日 ［決定］ （昭和60年 ・ 昭和70年<平成7年>）
第3次	平成8年2月23日 ［閣議決定］ （平成4年 ・ 平成17年）	平成8年12月27日 ［決定］ （平成4年 ・ 平成17年）
第4次	平成20年7月4日 ［閣議決定］ （平成16年 ・ 平成29年）	平成21年3月31日 ［決定］ （平成16年 ・ 平成29年）
第5次	平成27年8月14日 ［閣議決定］ （平成24年 ・ 平成37年<令和7年>）	平成30年2月28日 ［決定］ （平成28年 ・ 平成39年<令和9年>）
第6次	令和5年7月28日 ［閣議決定］ （令和2年 ・ 令和15年）	検討中

第六次国土利用計画（全国計画）概要

2023年（令和5年）7月閣議決定

1. 国土の利用に関する基本構想

◆国土利用をめぐる基本的条件の変化と課題

1. 人口減少・高齢化等を背景とした国土の管理水準の悪化と地域社会の衰退
2. 大規模自然災害に対する脆弱性の解消と危機への対応
3. 自然環境や景観等の悪化と新たな目標（カーボンニュートラル、30by30等）実現に向けた対応

1～3に共通する課題

4. デジタルの徹底活用
5. 多様な主体の参加と官民連携による地域課題の解決

◆国土利用の基本方針：「持続可能で自然と共生した国土利用・管理」

①地域全体の利益を実現する最適な国土利用・管理

- ○土地の利用・管理手法を定める**地域管理構想の全国展開**
- ○所有者不明土地や空き家の利用の円滑化、適正な管理
- ○荒廃農地の発生防止、利用
- ○**地域の持続性確保につながる産業集積のための土地利用転換**など関連制度の弾力的活用や必要な見直し
- ○重要土地等調査法に基づく調査等　等

②土地本来の災害リスクを踏まえた賢い国土利用・管理

- ○気候変動に伴う**水災害の激甚化・頻発化に対応する「流域治水」の推進**
- ○災害ハザードエリアにおける開発抑制と居住誘導
- ○水源かん養等に重要な役割を果たす森林の整備、保全
- ○**事前防災・事前復興**の観点からの地域づくり　等

③健全な生態系の確保によりつながる国土利用・管理

- ○**保護地域の拡充、OECMの設定・管理促進による広域的な生態系ネットワークの形成**
- ○グリーンインフラ、Eco-DRRなど自然環境が有する多様な機能を活用した地域課題の解決
- ○カーボンニュートラルの実現に向けた**地域共生型の再生可能エネルギー**関連施設の立地誘導　等

④国土利用・管理DX

- ○地理空間情報等のデジタルデータ、リモートセンシング等のデジタル技術の徹底活用による国土利用・管理の効率化・高度化
- ○効率的・効果的な国土管理を実現するため、各主体が所有する**データのオープン化、連携**促進　等

⑤多様な主体の参加と官民連携による国土利用・管理

- ○適切な利用・管理が行われていない土地の公共的管理の促進、利用拡大に向けた民の力の最大限の活用など官民連携の推進
- ○多様な主体の参加や連携を促進する**コーディネート機能の確保**　等

2. 国土の利用区分ごとの規模の目標

	令和2年（万ha）	令和15年（万ha）	構成比(%) 2年	構成比(%) 15年
農地	437	414※	11.6	11.0
森林	2,503	2,510	66.2	66.4
原野等	31	31	0.8	0.8
水面・河川・水路	135	135	3.6	3.6
道路	142	147	3.7	3.9
宅地	197	198	5.2	5.2
住宅地	120	119	3.2	3.2
工業用地	16	17	0.4	0.5
その他の宅地	61	61	1.6	1.6
その他	334	344	8.8	9.1
合計	3,780	3,780	100.0	100.0

※農地面積の数値は、食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日 閣議決定）における令和12年の農地面積の見通しを暫定的に記載したものであり、今後、食料・農業・農村基本計画で新たに農地面積の見通しが変更された場合、その令和15年に相当する数値をもって、この目標も変更されたものとみなす。その場合、農地面積の増減に合わせ、その他（荒廃農地等）の面積の目標が変更されたものとみなす。

◆地域類型別の基本方向

- **都市**
  - ○中心部や生活拠点等への都市機能や居住の集約化
- 相互貢献・連携
- **農山漁村**
  - ○災害ハザードエリアの開発抑制とより安全な地域への居住誘導
  - ○農用地の保全等による活性化
- 相互貢献・連携
- **自然維持地域**
  - ○保護地域とOECMによる広域的な生態系ネットワーク化の促進　等

◆利用区分別の基本方向

- ○食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保
- ○カーボンニュートラルの実現に向けた森林資源の循環利用
- ○健全な水循環の維持又は回復、生態系ネットワークの形成促進
- ○低未利用土地の活用、空き家の活用・除却を推進　等

3. 必要な措置の概要

- ○**グリーンインフラ**やEco-DRRとして都市部の緑地を保全・活用
- ○**地域の持続性確保につながる産業集積の促進**を図るための土地利用転換
- ○**災害リスクの高い地域の把握、公表、規制区域の指定**促進
- ○森・里・まち・川・海のつながりを確保した**広域的な生態系ネットワークの形成**
- ○**地域共生型の太陽光・バイオマス等の再エネ**の面的導入
- ○地域の状況に応じ、**都市機能や居住の都市中心部や生活拠点等への誘導**
- ○地域課題の解決に向けた**市町村・地域管理構想の全国展開**　等

市内の緑地の保全のイメージ
熱田神宮緑地保全地区（名古屋市）

○地域管理構想図の作成

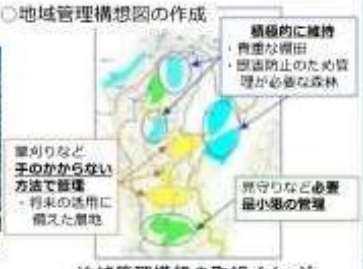

地域管理構想の取組イメージ

第5次沖縄県国土利用計画の構成　（平成30年2月策定）

1. 県土利用をめぐる基本的条件の変化

社会状況の変化
- 人口の地域的な偏在
- 効率的な土地利用の低下
- 観光産業の受入体制

自然環境の保全・再生・活用
- 自然環境の保全
- 自然環境の活用
- 自然環境の再生

災害に対して脆弱な県土
- 自然災害を被りやすい地域
- 災害に対する意識の高まり

米軍施設・区域の返還をめぐる状況
- SACOにおける返還合意
- SCCにおける返還方針
- 平成28年12月の返還

2. 県土利用の基本方針

【1. 適切な県土管理を実現する県土利用】
- 都市機能等の中心部や生活拠点等への集約
- 優良農地の確保
- 森林の保全　　等

【2. 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用】
- グリーンインフラの取組の推進
- 生態系の維持及び水辺環境の保全

【3. 安全・安心を実現する県土利用】
- ハードとソフトを適切に組み合わせた防災・減災対策の推進
- 公共施設の立地を通じ居住を安全な地域に誘導　　等

【4. 駐留軍用地跡地の利用の推進】
- 総合的かつ計画的な土地利用
- 新たな経済活動の拠点形成

【5. 沖縄21世紀ビジョン基本計画の推進に資する県土利用】
- 地域拠点間を結ぶ交通ネットワークの構築
- 自立型経済の構築に向けた取組の推進

県独自方針

※上記5つの方針を実現するために必要な考え方
○複合的な施策の推進と県土の選択的な利用→複合的な効果をもたらす施策を積極的に推進　　等
○多様な主体による県土の県民的経営→様々な主体が土地利用等のあり方を検討するなど地域主体の取組を推進

3. 県土の利用区分に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

1　県土の利用区分に応じた区分ごとの規模の目標
- 基準年次：H27　・目標年次：H39　・人口：約143万人→約148万人　・世帯数：約56万世帯→約63万世帯
- 利用区分ごとの規模の目標（百ha）：農地386→373　森林1,067→1,069　住宅地158→168　（自然的土地利用から都市的都市利用への転換を抑制）

2　地域別の概要
- 北部、中部、南部、宮古及び八重山の5地域に区分し、H37における地域別の利用区分ごとの規模の目標を記載

4. 必要な措置の概要

○公共の福祉の優先
○土地利用関連法制等の適切な運用
○県土の保全と安全性の確保（自然災害への対応等）
○土地の有効利用の促進（各利用区分別に記載）
○土地利用転換の適正化（　土地利用転換の基本的な考え方等）
○県土に関する調査の推進
○計画の効果的な推進　　等

第6次沖縄県国土利用計画の策定方針（案）

⑴　第5次沖縄県国土利用計画を基本に記述内容を更新

⑵　国の基本方針に準じて「①適切な県土管理を実現する県土利用」、「②自然環境・美しい景観を保全・再生・活用する県土利用」、「③安全・安心を実現する県土利用」は引き続き県の基本方針とする

⑶　県独自の基本方針である「④駐留軍用地跡地利用の推進」、「⑤沖縄21世紀ビジョン基本計画の推進に資する県土利用」は引き続き県の基本方針とするが、内容は新・沖縄21世紀ビジョン基本計画を踏まえた記述に更新する

⑷　国の基本方針のうち、横断的方針である「国土利用・管理DX」は⑤の項目内に記述し、「多様な主体の参加と官民連携による地域課題の解決」については、⑥として県の新たな基本方針とする。

第６次沖縄県国土利用計画の概要

⑴　計画の内容（国土利用計画法施行令第１条）

①　県土の利用に関する基本構想
②　県土の利用目的に応じた区分毎の規模の目標及びその地域別の概要
③　上記②に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

⑵　計画期間　　目標年次を令和19年とする約10年計画　（基準年次：令和６年）

第６次沖縄県国土利用計画の改定手続き

（別添スケジュール参照）

⑴　庁内関係部局との意見調整

関係部局、沖縄県土地利用対策委員会、同幹事会

⑵　外部関係機関の意見聴取

市町村長、国関係機関、沖縄県国土利用審議会、パブリックコメント

※　平成２６年度以降、県議会の議決不要（報告のみ）

第6次沖縄県国土利用計画策定スケジュール(案)
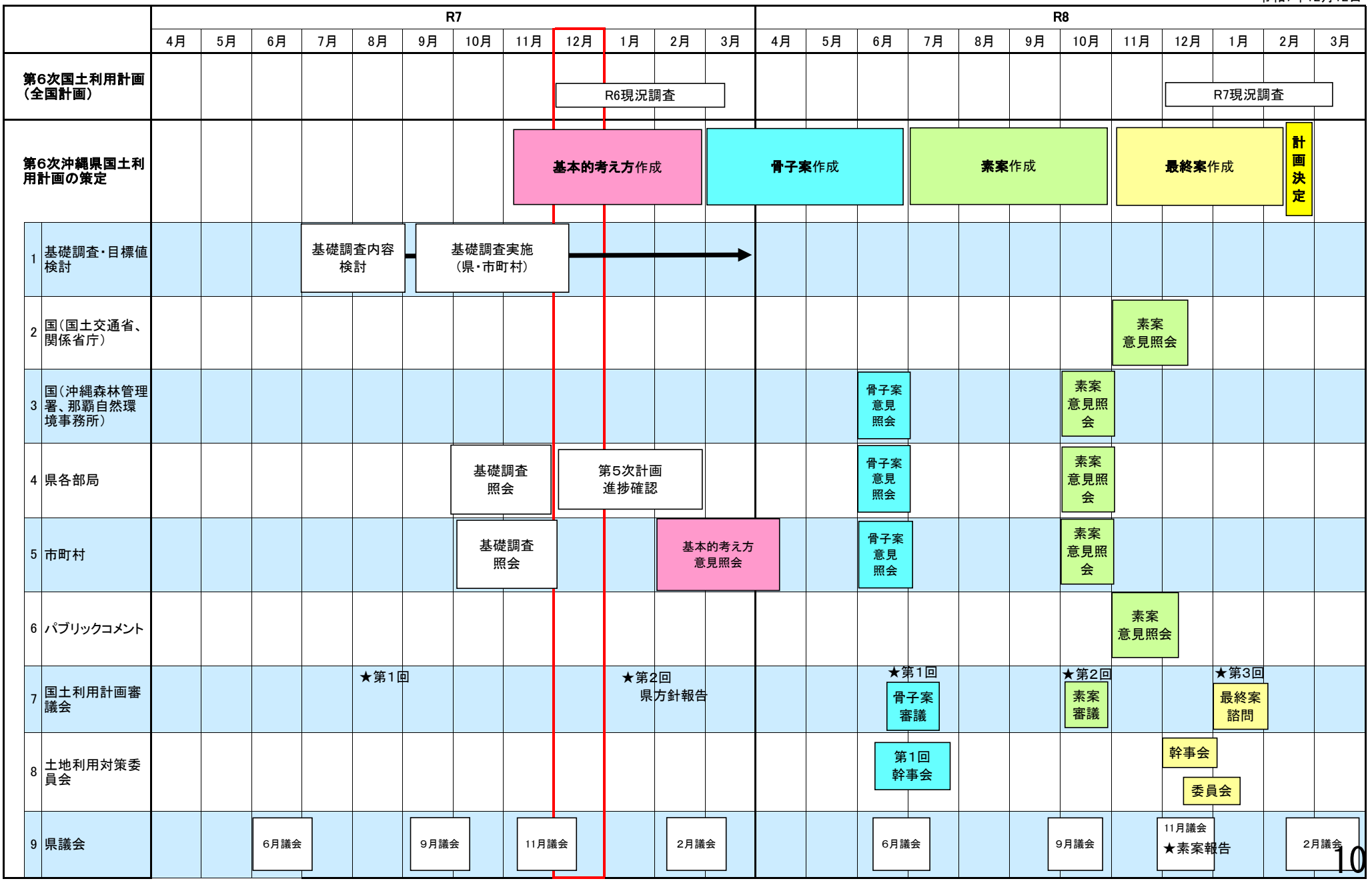
令和7年12月12日